

平成30年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日(水) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
(7番	欠 員)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 平成30年度を迎え初めての総会でございます。それぞれの地域におきましても新体制での組織運営が始まりました。また、小郡市におきましても9名の職員が退職され、4月には3名の新任部長および8名の新任課長が誕生されたとのことです。

本日は大変ご多用中にもかかわらず、本総会に参集いただきましてありがとうございます。議案5件、報告事項3件でございますので、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

(21名－0名＝20名)

○議長 ただいまの出席委員は、21名で委員定足数に達しております。よって、平成30年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、6番 山田武二 委員、8番 高松昭夫 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について2件を議題といたしたいと思っておりますが、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は福童地内の田5筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は福童地内の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しない

ため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転及び権利移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、干潟地内の田1筆です。農地改良のために一時転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、許可日から3ヶ月間の一時転用ですので、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、山田第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、干潟地内の畑2筆です。仮説道路に使用するために一時転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、許可日から3ヶ月間の一時転用ですので、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、3ページの番号2から4ページの番号4は、津古地内の田8筆です。露天資材置場として使用するために一時転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、許可

日から3ヶ月間の一時転用ですので、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に番号5は、大崎地内の畑2筆です。露天駐車場に使用するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在するので第3種農地に該当し原則転用できます。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に番号6は、山隈地内の畑2筆です。農業用倉庫を建設するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地になりますが、農業用施設を設置する場合は例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に5ページの番号7は、稲吉地内の田1筆です。露天駐車場に使用するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地になりますが、申請に係る土地の周辺において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号7は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。

何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○5番委員 言い遅れましたが、****の地上げのための****の仮設道路ですが、許可日から3箇月というのを厳守していただきたいと思います。許可が5月に降りて、秋口までには客土はしてもらおうと、農業委員会からも改めて言っていたきたいと思います。

○議長 要するに、期限を守ってもらうということですね。

○5番委員 農業委員会にも。私たちは辞めますので、次の方がきちんと見て、おさえていただきたいと思います。

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転6件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は横隈地区内の田4筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号2は横隈地区内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

次に、7ページから8ページの番号3は大崎地内の田14筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

次に、番号4は大崎地内の田8筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

次に、9ページの番号5は下西鯉坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

次に、番号6は八坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転6件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをお願いします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は赤川地区内の農地5筆です。農業者年金受給のために、親子

間の使用貸借の権利設定を行うものです。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出19件につきまして報告いたします。今回件数が多いことから地区名など省略させていただきます。

番号1は売買のための合意解約です。

番号2は借手の変更による合意解約です。

次に、12ページの番号3と番号4は転用するための合意解約です。

次に、13ページの番号5は借手の変更による合意解約です。

次に、番号6は借手の都合による合意解約です。

次に、14ページの番号7は売買のための合意解約です。

次に、番号8は借手の変更による合意解約です。

次に、14ページから15ページの番号9は売買のための合意解約です。

次に、16ページの番号10は借手の都合による合意解約です。

次に、11番は借手の変更による合意解約です。

次に、17ページの番号12は契約期間の調整のための合意解約です。
次に、番号13は貸手の都合による合意解約です。
次に、17ページの番号14から20ページの番号19は借手の変更による合意解約です。
詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告いたします。
番号1は一般個人住宅を建設するため、届出が提出されたものです。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告いたします。
番号1は宅地分譲のため、届出が提出されたものです。
詳細につきましては議案書記載の通りでございます。
以上で、説明を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして4月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成30年4月10日(火) 午後2時45分閉会